当院は〔医科点数表第２章第 10 部手術の通則の５及び６に掲げる手術〕について、中国四国厚生局長に届け出ています。

・　区分１に分類される手術

手術の件数

エ	肺悪性腫瘍手術等	０

・　区分２に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	１
エ	尿道形成手術等	０
オ	角膜移植等	０
カ	肝切除術等	０
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	０

・　区分３に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	０
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	０
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	０
エ	母指化手術等	０
オ	内反足手術等	０
カ	食道切除再建術等	０

・　その他に区分される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	２３

手術の件数は令和５年１月から 12 月までのものです。